

平成 26 年 11 月 5 日(水)14 時

連 絡 先

大阪府総合労働事務所
地域労政グループ 遠藤・上野
▽直 通 06-6946-2605

平成26年年末一時金要求・回答状況(速報第1報)

【速報集計・単純平均（1組合あたり平均）】

◇ 平均要求額	725,467円
◇ 平均回答額	617,532円
◇ 平均妥結額	617,840円

■ 大阪府総合労働事務所が、10月29日にまとめた府内の年末一時金要求・回答・妥結状況（速報集計 第1報）は以下のとおりです。【単純平均（1組合あたり平均）】

◇ 要求・回答・妥結額の水準

区 分	平成26年 (第1報・10月29日集計)	平成25年 (第1報・10月28日集計)
要 求	(277組合) 725,467円	(247組合) 724,793円
回 答	(220組合) 617,532円	(216組合) 586,113円
うち、妥結	(219組合) 617,840円	(214組合) 587,965円

◇ 企業(従業員)規模別回答・妥結状況

規模	計	299人以下	300~999人	1,000人以上
回 答	(220組合) 617,532円	(112組合) 595,193円	(53組合) 577,400円	(55組合) 701,694円
うち、妥結	(219組合) 617,840円	(111組合) 595,600円	(53組合) 577,400円	(55組合) 701,694円

◇ 産業別要求・回答・妥結状況【単純平均】

全産業計	要求状況		回答状況		妥結状況	
	要求組合 (組合)	要求額 (円)	回答組合 (組合)	回答額 (円)	妥結組合 (組合)	妥結額 (円)
	277	725,467	220	617,532	219	617,840
製造業計	160	725,448	139	641,126	139	641,126
食料品・たばこ	10	648,791	9	595,717	9	595,717
繊維、衣服	1	x	1	x	1	x
木材、家具・装備品						
パルプ・紙・紙加工品	1	x	1	x	1	x
印刷・同関連	1	x				
化学	1	x	1	x	1	x
石油・石炭製品						
プラスチック製品	1	x	1	x	1	x
ゴム、皮革製品	1	x				
窯業・土石製品	15	1,233,333	14	665,000	14	665,000
鉄鋼	26	663,638	25	599,215	25	599,215
非鉄金属	5	496,943	6	684,821	6	684,821
金属製品	25	604,695	15	537,322	15	537,322
機械器具	45	764,837	41	699,466	41	699,466
電子部品・デバイス	1	x	1	x	1	x
電気機械器具	11	663,972	8	736,158	8	736,158
情報通信機械器具						
輸送用機械器具	15	683,248	14	625,011	14	625,011
その他の製造	1	x	2	x	2	x
非製造業計	117	725,492	81	577,043	80	577,381
農林水産業						
鉱業・採石・砂利						
建設業	2	x	5	540,927	5	540,927
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業			2	x	2	x
うち、通信・放送			2	x	2	x
うち、情報サービス						
うち、情報制作(出版等)						
運輸業・郵便業	81	762,814	44	x	43	574,877
うち、私鉄・バス等	2	x	5	759,743	5	759,743
うち、道路貨物輸送	68	717,298	27	x	26	513,587
うち、郵便業						
うち、その他	11	x	12	630,646	12	630,646
卸売・小売業	25	627,196	21	513,366	21	513,366
金融・保険、不動産、物品賃貸業	1	x	1	x	1	x
うち、金融・保険業						
うち、不動産業			1	x	1	x
うち、物品賃貸業	1	x				
学術研究、専門・技術サービス業						
飲食店、宿泊業						
生活関連サービス業、娯楽業						
医療、福祉、教育、学習支援業						
うち、教育・学習支援業						
うち、医療・福祉						
複合サービス業、サービス業	8	739,341	8	675,918	8	675,918
うち、複合サービス事業						
うち、自動車整備・機械修理	1	x				
うち、賃貸・広告業			2	x	2	x
うち、その他	7	x	6	x	6	x

※ 集計組合が1又は2の場合は、当該の個別情報を秘匿するために「x」で表示しています。
また、秘匿した数字が差引計算により判明する場合は、さらに他の箇所を「x」で表示しています。

【参 考】

◇ 支給月数が算出可能（平均賃金が明らか）な160組合における妥結状況

区 分	平均賃金	妥結額	支給月数
妥 結	270,899円	616,335円	2.28か月

(※) 本集計は、速報第1報時点で妥結済みの219組合を母数としています。

◇ 妥結額対前年比較集計（集計対象組合数：188組合）

区 分	平成26年	平成25年	対 前 年 比 金 額 (率)
妥 結	611,327円	603,039円	+8,288円 (+1.4%)

(※) 本集計は、本年速報第1報時点で妥結済みの219組合のうち、今年・前年ともに妥結額が明らかな同一の188組合で比較したものです。

なお、比較対象である前年（平成25年）については、分析最終報告時点で妥結済みの687組合を母数としています。

本集計の詳細分析については、分析最終報告にて発表（12月22日予定）します。

【今後の発表予定】	速報集計（第2報）	11月26日（水）
	分析最終報告	12月22日（月）

単産別統一要求一覧（一時金関連）

平成26年10月29日現在

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
電 機 連 合	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じた生計費の重要な構成要素となっていることから、安定的要素を確保した上で、産業・企業業績の成果反映要素を加味し、「平均で年間5か月を中心」とする。 産別ミニマム基準は、年間4か月とする。 	2月14日まで	3月13日まで
U A ゼンセン	<p>【正規労働者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間要求: 4.8か月基準 期別要求: 冬期2.4か月基準 <p>【非正規労働者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 正社員との均等・均衡待遇を目指すことを基本として、本部が示す以下の要求基準をもとに、具体的な要求基準、取り組み方法は部門で決定する。 ①正社員と職務や人材活用の仕組・運用なども正社員と実質的に異なる場合: 正社員に準じた要求(年間4.8か月)を原則とする。 ②正社員と職務や人材活用の仕組みや運用などが異なる場合: 正社員の要求をベースに、働き方、役割等に応じた月数で要求する(年間2か月を目安とする) 	11月中旬まで	11月末日まで
J A M	<ul style="list-style-type: none"> 年間5か月基準または半期2.5か月基準の要求とする。 最低到達基準として、年間4か月または半期2か月とする。 	10月23日	11月13日
自 動 車 総 連	<ul style="list-style-type: none"> 年間5か月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。 	2月末まで	5月末まで
情 報 労 連	<ul style="list-style-type: none"> 「年間収入の確保・向上」を図る観点から前年実績を確保し、さらなる上積みをめざすこととする。 非正規労働者の一時金の支給及び制度化を積極的に求める。 	—	—
私 鉄 総 連	<ul style="list-style-type: none"> 2013年度の各組合協定月数を堅持する。 年間臨時給が削減された組合については、回復分を強く要求する。 年間5か月に満たない組合は5か月を要求する。 夏冬別途ではなく、年間協定を求める。 	2月10日	大手3月13日 中小3月17日
交 通 労 連	<ul style="list-style-type: none"> 年間での臨時給として要求及び賃金と同時要求・同時妥結を基本として年収の引き上げに取り組む。 (1)トラック : 1人平均100万円中心 (2)軌道・バス : 目標5か月以上、最低でも3か月以上 (3)ハイヤー・タクシー : 前年実績+6万円 (4)自校・一般 : 6か月 (最低4か月以上を獲得目標とし、前年実績がこれを上回る組合の獲得目標は前年実績以上とする) 	原則2月末まで 遅くとも3月末までに提出	4月末までの解決を目標とする。
J E C 連 合	<ul style="list-style-type: none"> ミニマム要求基準年間4か月 業務連動方式で固定部分を持つ組合では、固定部分の4か月以上への引き上げに取り組む。 	原則、年間を通じての交渉とするが、場合により部会ごとに設定する。	原則、年間を通じての交渉とするが、場合により部会ごとに設定する。
全 電 線	<ul style="list-style-type: none"> 年間要求: 「生活保障部分(固定部分)」と「成果反映部分(変動部分)」の2つの要素に基づき要求。 平均方式: 生活保障部分と成果反映部分を併せて5か月を中心。 最低保障方式: 産別ミニマム基準として4か月。 	2月18日	大手3月12日 中小 3月13,14日
フ ード 連 合	<ul style="list-style-type: none"> 年間6か月を基本とし、最低でも年間4か月を確保する。 	単組ごとに設定	単組ごとに設定
電 力 総 連	<ul style="list-style-type: none"> 年間要求: 「年間4か月を最低水準」とし、過去の妥結実績、企業業績、生産性向上や職場実態などを勘案した要求を行う。 	2月19日 (遅くとも3月末まで)	遅くとも4月末まで
運 輸 労 連	<ul style="list-style-type: none"> 年間要求120万円以上(5か月以上・前年同額) 年末一時金60万円以上(2.5か月以上) 	10月10~14日	10月31~11月7日
全 国 一 般 大 阪	<ul style="list-style-type: none"> 基準内賃金の3か月 	11月4日	11月10日

単産名	要 求 内 容	要求提出日	回答指定日
印刷労連	・平均要求基準として2か月を中心とする。 ・個別方式も同月数とする。	—	—
J R 連 合	・単組ごとに設定	単組ごとに設定	単組ごとに設定
J R 総 連	・単組ごとに設定	単組ごとに設定	単組ごとに設定
基 幹 労 連	・年間5か月分以上を基本とし、要求方式ごとに設定する。 ・構成要素は「生活を考慮した要素」と「成果を反映した要素」とし、「生活を考慮した要素」については年間4か月（額では120～130万円）程度とする。 ①「金額」要求方式：生活を考慮した要素120万円ないし130万円とし、成果を反映した要素は40万円を基本に設定 ②「金額+月数」要求方式：40万円+4か月を基本 ③「月数」要求方式：5か月を基本 ④業績連動型決定方式：中期ビジョンの考え方をふまえる	第1次 2月7日 第2次 2月19日	第1次 3月12日 第2次 3月下旬
航 空 連 合	・年間一括協定を原則として前年実績を上回る要求を行う。 ・有期雇用社員・パート労働者への処遇改善と適正な成果配分を求める。	3月上旬	3月月内決着
化 学 一 般	・3.0か月を要求基準 ・長期病欠者の最低保障 80%確保、私傷病による休業者に対する保障の確保等	10月24日	11月5日 ※11/7「2014年秋季年末闘争勝利学習決起集会」
全 印 総 連	・誰でも最低で基準内賃金の2か月分。これを実績でクリアしている組合では、基準内賃金の3.5か月分以上とする。	10月23日	11月6日
建 交 労	・組合員1人 90万円以上 ・各支部・部会で統一要求を確立	10月22日	11月5、12、19、26、12月3日
全 国 一 般 府 本	・3か月とする。	10月31日まで	11月7日
医 労 連	・2.5か月以上+ α とする。	10月24日	11月5日
生 協 労 連	・正規社員、パート社員ともに「前年実績月数」以上確保	10月20日まで	11月5日
J M I U	・3か月以上 ・パートタイマー、契約社員も同月数。派遣労働者・請負労働者にも一時金を支給せよ。	10月22日	11月5日
総評全国一般地連	・最低限の生活条件が防衛、改善できる積極的な要求。	10月31日	11月7日
新 聞 労 連	・前年冬要求実績以上	10月29日	11月6、12～14、17～21、25～28日
全 港 湾	・要求は、昨年実績を下回らないこととする。 ・各支部ごとに要求方針を確立する。	11月初旬	11月末まで
全 日 建 近 畿	・年間250万円以上（一般業種、セメント、生コン） ・トラック支部は120万円、圧送100万円	春闘時、年間	
出 版 労 連	・30割以上、誰でも47万円以上 ・要求方式「月例賃金の〇割（+〇円）」 ・雇用形態に拘わらず勤続6か月以上の者には同率・同方式で、6か月未満の途中入社・退職者には月割りで支給 ・査定撤廃	10月23日	11月6日
全 倉 運	・3.0か月以上を要求	10月16日	10月29日
民 放 労 連	・リーマンショック以前の年収回復をめざし、2007年以降の最高算式を上回る年末一時金を要求する。 ・すべての構内労働者に、5万円以上の年末慰労金の支給を求める。 ・「企業内最低賃金協定」締結を求める。金額は、時間額1,200円以上、日額1万円以上、月額25万円以上を要求しつつ、最低賃金の協定締結を最優先に取り組む。	10月29日	11月12日
広 告 労 協	・単組ごとに設定	—	—
泉 州 労 連	・2014年10月度基準内満勤賃金の2.5か月を基準	11月24日	11月14日
大 阪 港 湾 労 組	・11月17日に決定	11月17日	11月17日

※「—」は統一した要求提出日及び回答指定日が設定されなかったこと等による。